そらいろ通信　３月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

桜の開花が話題になり始めました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

20 年近く我が家に置いてあった電子ピアノを先日思い切って処分しました。ずっと弾きたいと思って長い間置いていたのですが、結局ほとんど触ることもなく部屋のオブジェになっていました。もちろん後ろ髪を引かれる思いではありましたが、これからも少しずつ物を整理いきながら、気持ちも整理していこうと思っています。

～パート・アルバイト　時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
調理員	1,004	964	大阪市内
	950	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019 年３月～2020 年２月
データ数：965,877 件

Copyright © 2021.3.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★3月のお仕事カレンダー★

3/10	● 2021 年 2 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/15	● 2020 年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限　※4/15 まで延長
3/31	● 2 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 1 月決算法人の確定申告と納税・2021 年 7 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 4 月・7 月・10 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告　※4/15 まで延長

★法改正★

～令和３年３月分からの協会けんぽの保険料率が決定～

全国健康保険協会は、基本的に毎年１回、３月分（４月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和３年３月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、３月分は４月納付分となります。

滋賀県	９.７８％
京都府	１０.０６％
大阪府	１０.２９％
兵庫県	１０.２４％
奈良県	１０.００％
和歌山県	１０.１１％

なお、介護保険料は全国一律以下の通りです。

全国一律	１．８０％

給与からの変更は、原則翌月支払いの給与で控除するため、４ 月支払いの給与から変更します。（当月で控除する会社様は、３ 月支払いの給与から変更となります。）

Copyright © 2021.3.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

同一労働同一賃金
企業の対応状況は？

前回テーマにしました同一労働同一賃金ですが、労働政策研究・研修機構は、昨年 12 月に「パートタイム・有期契約労働者の雇用状況等に関する調査」の結果を発表しました。全国の常用雇用者 10 人以上規模の企業を対象に実施し、約 9,000 社から回答を得たものです。

回答企業のうち、パート・有期社員を雇用している企業を対象に同一労働同一賃金への対応状況をたずねると、「必要な見直しを行った、行っている、または検討中」と答えた企業は 4 割超となりました。

具体的にどのような見直しを行ったか（行うか）たずねると、多い順に下のような内容が挙がりました。

①パート・有期社員の基本的な賃金（賃金表を含む）の増額や拡充（43.4%）
②昇給（評価・考課を含む）の増額や拡充（33.7%）
③賞与（特別手当）の増額や拡充（28.8%）
④通勤手当（交通費支給を含む）の増額や拡充（19.7%）
⑤慶弔休暇の拡充（16.9%）
⑥賞与（特別手当）の（制度の）新設（16.2%）
⑦時間外・深夜・休日労働に対する手当（割増率を含む）の増額や拡充（14.6%）
⑧健康診断に伴う勤務免除や有給の保証の拡充（14.2%）

前回記載しましたように、何が合理的な差か不合理な差かはケースバイケースであり、それぞれの企業の個別事情によりますが、昨年秋に出たいくつかの判例を参考にすると、社員にあってパート・有期社員には無いという 100 か 0 かというのは、今後はなかなか厳しい判断をされるケースが増えるかもしれません。正社員もパート・有期社員も同じだけの同じ金額でというそこまでの必要性はないかもしれませんが、多少の支給（賞与、休暇など）は検討していくことで、トラブルも減らすことができ、パート・有期社員等の満足度も図れるかもしれません。

Copyright © 2021.3.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2021.3.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.